

議案第 2 号

小谷地域公共交通（おまるめ山バス）の運賃について

令和 5 年 7 月 2 1 日提出

東広島市地域公共交通会議
会 長 塚 井 誠 人

1 提案理由

小谷地域公共交通（おまるめ山バス）の運賃について、別紙「道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書」（資料 3）を発行し、当該路線の運行認可申請書と合わせて、中国運輸局広島運輸支局に提出するものである。

2 提案内容

資料 4 のとおり

【路線定期運行 様式】

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和5年7月21日付け東広島市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の様態

路線定期運行

2. 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

① 路線の新設	② 路線の休止	③ 路線の廃止
④ 使用車両（乗車定員11人未満）	⑤ 最低車両数（常用車5両・予備車1両未満）	⑥ 車両の併用
⑦ 運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）	⑧ 運賃及び料金	

3. 協議が調っている路線及び運行系統

(1) 路線：別添路線図のとおり

(※新設・休止・廃止する路線区間をそれぞれ路線図に記載)

(2) 運行系統：別添系統図のとおり

(※運行計画の設定・変更に係る系統、または、運賃・料金を適用する停留所に係る系統を記載)

4. 協議が調っている運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別添運賃体系のとおり

5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

特になし

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東広島市地域公共交通会議

会長 塚井 誠人

小谷地域公共交通（おまるめ山バス）の運賃

運賃	大人（中学生以上） 200 円 小児（小学生） 100 円 幼児（1 歳～小学生未満） 無料※1 乳児（1 歳未満） 無料 障害者等※2 大人、小児運賃の半額 ※1：保護者が同伴する場合、1 人目は無料、2 人目からは小児運賃が必要 ※2：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示するもの及びその 介護人が介護のために乗車するとき・児童福祉の適用を受ける者 回数券（11 枚綴り 2,000 円で販売）
----	--